

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 施 行 細 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号。以下「規程」という。）第2条に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 妊娠しているか否かの検査</p> <p>(2) 妊娠していることが判明した時以降の検診及び入院</p> <p>(3) 分娩の介助</p> <p>(4) 出産の日以後2月以内に行われる母体の回復検診</p> <p>(5) 新生児に係る検診（入院中のみ）及び入院</p> <p>（後 略）</p>	<p>第1条 京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和40年達示第2号。以下「規程」という。）第2条に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 妊娠しているか否かの検査</p> <p>(2) 妊娠していることが判明した時以降の検診及び入院</p> <p>(3) 分娩の介助</p> <p>(4) 出産の日以後2月以内に行われる母体の回復検診</p> <p>(5) 新生児に係る検診（入院中のみ）及び入院</p> <p><u>(6) 出産後の授乳の為に行われる乳房マッサージ</u></p> <p>附 則（令和4年7月総長裁定） この施行細則は、令和4年7月15日から施行する。</p>